

# 「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金「調整給付金(不足額給付)」のご案内

## ■「調整給付金(不足額給付)」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、当初調整給付(※)の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

(※) 昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金(当初調整給付)を支給しております。

**I**

令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

▶ **差額を支給**

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどによる

**例**

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額(令和5年所得)」>「令和6年分所得税額(令和6年所得)」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額(当初給付時)」<「所得税分定額減税可能額(不足額給付時)」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

**II**

個別に書類の提示(申請)により、給付要件を確認して給付する必要がある方

▶ **1人当たり原則 4万円を支給(定額)**

本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方

**例**

- 青色事業専従者、事業専従者(白色)の方
- 合計所得金額48万円超の方

不足額給付時  
調整給付所要額  
(令和7年)

**A**

※1万円単位

当初給付時  
調整給付所要額  
(令和6年)

**B**

※1万円単位

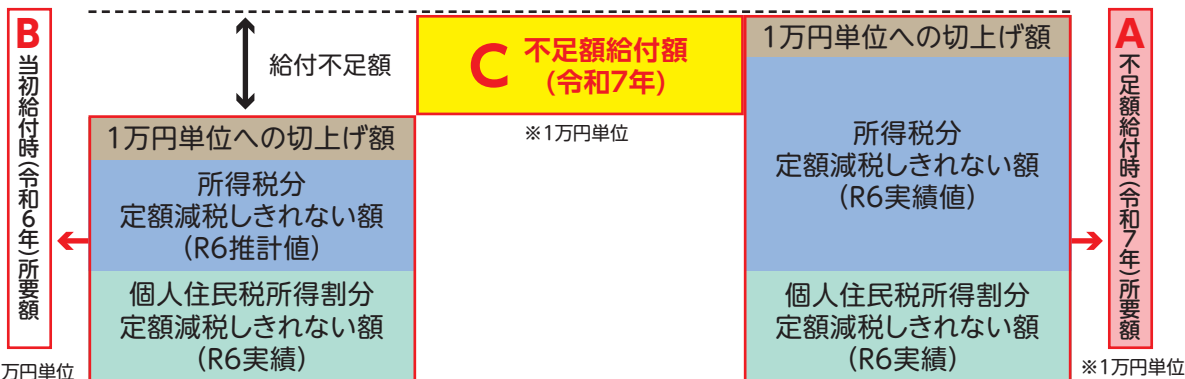
調整給付金  
不足額給付額  
(令和7年)

**C**

※1万円単位

【当初給付時(令和6年)】

【不足額給付時(令和7年)】



※注1：所得税・個人住民税を合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1,805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。